

発議案第 1 号

盛岡市議会のハラスメント防止に関する決議について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 3 月 26 日

提出者	盛岡市議会議員	工 藤 健 一
賛成者	盛岡市議会議員	兼 平 孝 信
〃	〃	庄 子 春 治
〃	〃	小笠原 秀 夫
〃	〃	浅 沼 克 人
〃	〃	太 田 隆 司
〃	〃	中 村 亨
〃	〃	千 葉 伸 行
〃	〃	神 部 伸 也
〃	〃	竹 田 浩 久
〃	〃	村 田 芳 三
〃	〃	豊 村 徹 也
〃	〃	佐 藤 尚 弘
〃	〃	縄 手 豊 子
〃	〃	後 藤 百合子

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

盛岡市議会のハラスメント防止に関する決議

議会は、市長と共に二元代表制の一翼を担う、市民を代表する議決機関であり、市民の信託に応え、市政の発展と市民福祉の向上に努める責務がある。

本市議会は、開かれた議会、行動する議会を目指し活動しているが、その実現においては、地域の多様な民意を集約し広い見地から地域社会の在り方を議論する、多様な人材が参画する議会であり続けることが重要である。

今日社会問題となっているハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、就業・活動環境を害するものであり、仮に議会においてハラスメントが発生した場合、議員をはじめとする議会に関係する人々の能力あるいは議会としての機能の発揮が阻害され、ひいては市民生活に影響を及ぼすことが懸念される。

本市議会は、多様な人材が相互に能力を十分に発揮する開かれた議会の実現のため、ハラスメントの防止に率先して取り組むとともに、ハラスメントのない社会の実現に貢献することを決意し、次のとおり表明する。

記

1. 議員は、高い倫理観のもと、ハラスメントが人権を侵害する行為であることを認識し、相互にハラスメントの発生防止に努める。
2. 議長は、ハラスメントの発生防止のため、議員に対し継続的に研修を実施し、議員はその受講によりハラスメントに関する知識や予防意識の向上を図る。
3. 議会におけるハラスメントの防止に向けた規程等について検討し策定する。

以上、決議する。

令和7年3月26日

盛岡市議会